

厚生労働省からの告示の通り2026年6月1日から
入院時の食事療養費の負担額が変わります。

入院時の食事療養の標準負担額（患者様窓口負担分）			
所得区分		令和8年5月まで	令和8年6月から
69歳までの患者様	70歳以上の患者様	※全医療機関共通の値上げ金額となります。	
区分ア	現役並みⅢ	1食 510円 (1日3食 1,530円)	1食 550円 (1日3食 1,650円)
区分イ	現役並みⅡ		
区分ウ	現役並みⅠ	※指定難病の方は 1食280円 (1日3食 840円)	※指定難病の方は 1食330円 (1日3食 990円)
区分エ	一般		
区分オ	低所得Ⅱ	1食 240円 (1日3食 720円)	1食 270円 (1日3食 810円)
区分オ (入院90日超)	低所得Ⅱ (入院90日超)	1食 190円 (1日3食 570円)	1食 220円 (1日3食 660円)
	低所得Ⅰ	1食 110円 (1日3食 330円)	1食 130円 (1日3食 390円)

ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。